南房総市電子調達システム運用基準

平成21年4月1日制定令和元年10月1日最終改正

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、南房総市電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令又は南房総市建設工事等契約事務取扱規程(平成18年南房総市訓令第27号)及び南房総市建設工事等電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 南房総市電子調達システム

南房総市の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入及び役務の提供に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービスシステム及び入札参加資格申請システムで構成される。

なお、南房総市電子調達システムは、「ちば電子調達システム」を利用 するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請、入札書の提出や受理並びに落札者決定 までの事務(以下「入開札事務」という。)をコンピュータとネットワーク(インターネット等)を利用して処理するシステムをいう。

(3)入札情報サービスシステム

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をコンピュータと ネットワーク(インターネット等)上に公表するシステムをいう。

(4) 入札参加資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へインターネット等を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5)入札参加資格者名簿

南房総市入札参加業者資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書等を使用して行う 入開札事務をいう。

(8) 電子入札参加者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札参加者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書等を使用して行う 入札参加者をいう。

(10) ICカード

コアシステム対応認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札者と南房総市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために利用する。

(11) 電子くじ

電子入札システムにおいて、電子くじの公平性を保つため、電子入札者 が入力した任意の数値(くじ入力番号)と処理時刻を用いた演算式によ り、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムは、入札手続き及びこれに関連する情報公開等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに、南房総市における入札、契約事務のより一層の透明性を図るものである。

このシステムは、南房総市が案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及 び通知、開札執行及び開札結果の通知などを行う「発注者機能」、電子入札者が 入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証す る「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、「ちば電子調達システム」を利用できる認証局(以下「コアシステム対応認証局」という。)が発行した電子証明書を格納したICカード(以下「ICカード」という。)を取得し、入札参加資格者名簿に登録されたものとする。

注:電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明 する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用する。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、南房総市が電子入札により発注するあらかじめ指定及び公表する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入及び役務の提供に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者が電子入

札システムにより電子入札を行うものとする。

2-5 入札情報サービスシステムについて

入札情報サービスシステムとは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムである。調達案件閲覧に伴う物理的、時間的制約等の軽減による入札参加者における入札機会享受の平準化と、南房総市の保有する情報を広く市民に公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものである。

2-6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムである。入札参加資格登録に伴う物理的、時間的制約等の軽減を図るものである。

2-7 システムに関する問い合わせについて

南房総市は、電子入札システムの利用者に対し、円滑にシステムを運用する ため、ちば電子調達システムのサポートデスクを利用するものとする。

2-8 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービスシステム及び入札参加資格申請システム運用日は、原則として無休とし、運用時間は次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	入札参加資格申請
		システム	システム
受注者	8:00~24:00	0:00~24:00	8:00~24:00

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイト又は南房総市ホームページにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくI Cカードを取得した場合は、電子入札システムの利用者登録を行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容変更について

電子入札参加者は、電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合は、速や かに登録内容の変更を行うものとする。

変更の内容は以下のものとする。

企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称(部署名等)
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカード名義人について

ICカードの名義人(商号又は名称及び住所を含む。以下同じ。)は、南房

総市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状における入札に関する権限の受任者とする。以下同じ。)とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合は、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカード複数枚の登録について

電子入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

電子入札参加者は、入札参加途中の案件で使用しているICカードが有効期限切れ間近の場合は、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所(ローマ字表記)」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

I Cカードの更新後は、旧 I Cカードは有効期限内であっても利用不可能 となるため注意するものとする。

3-1-6 ICカードの失効について

電子入札参加者は、以下に示す事象が発生した場合は、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きを取るものとする。

- 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ I C カードがロックした時 (I C カード用 P I N の 誤入力)
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時

- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ICカード企業名称
 - ・ICカード取得者氏名
 - ・ICカード取得者住所
 - ・所属組織の本店所在地(登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)
- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 入札参加中のICカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のICカードを使用し、開札予定日前にICカードの有効期限が切れることのないよう注意するものとする。

3-1-8 特定建設工事共同企業体における I Cカードの取扱い

特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)用に使用できるIC カードは、特定JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に登録されている 者)又は代理人のICカードとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は一般競争入札の電子入札案件について、競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

入札参加希望者は、入札参加申込締切日時(締切日時直前)から相当な期間 余裕をもって競争入札参加資格確認申請書等を提出するものとする。

3-2-2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、競争入札参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した入札辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

南房総市の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合は、入札参加申込をした者に対し電話等により連絡するとともに、南房総市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

南房総市の都合により調達案件情報を修正した場合は、入札参加申込をした者に対し電話等により連絡するとともに、南房総市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件が取り消しされた場合について

南房総市の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻 前及び開札前に調達案件を取り消した場合は、既に提出済みの競争入札参加 資格確認申請書、入札書等は無効とし、電子入札システムから電子メールに より、入札参加申込みをした者に対し中止通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認 するものとする。

また、南房総市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者 は最新の情報に留意するものとする。

3-3 添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Adobe Reader11 以下で作成した もの
4	テキストファイル	_
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注:ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP 又は LZH 形式に限定し、自己解凍形式(EXE 形式)は無効とする。

3-3-3 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

契約担当課は、添付された書類にウイルス感染があった場合は、速やかに 当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応(書類の提出方法等) について協議するものとする。

3-3-4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり、受付票を 受理していない時は、参加申込締切日時までに南房総市に電話で再提出の申 し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-5 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について 添付する書類のサイズが 3 M B を超える場合、別途指定がある場合及び添 付することが困難な書類にあっては、郵送又は持参(以下「郵送等」という。) により提出するものとする。

この場合は、「提出書類一覧表」(様式1)を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等により提出するものとする。提出する書類は、電子入札システムの参加資格申請書受付票の写し及び当該提出に係る必要書類一式とし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送の場合は、配達記録が残る書留、配達記録郵便等を利用するものとする。

提出先は、公告文記載の契約担当課とする。

提出期限は、電子入札システムの提出期限と同一とし、契約担当課は必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。

ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札 と同一とする。

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について電子入札システムを利用して入札書 の提出を行わなければならない。

ただし、紙入札参加者として入札に参加する場合は、3-7の規定による ものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ南房総市が設定した入札書受付締切予定 日時をもって、システムにより締め切るものとする。

以降、南房総市は、いかなる場合においても入札書受付締切後は入札書を 受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予 定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日の翌日が休日(土日祝日及び年末年始を含む。)の場合は、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時(締切日時直前)から相当な期間余裕をもって入札書を提出するものとする。

3-4-3 入札書受付締切日時を変更した場合について

南房総市の都合により入札書受付締切日時を変更した場合は、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者に対し日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を 確認するものとする。 また、南房総市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者 は最新の情報に留意するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合は、開札開始日時までに電話等で契約担当課に入札を辞退する旨を連絡の上、辞退の理由を明記した「入札辞退届」(様式5)を提出するものとする。

3-4-5 入札未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わず、かつ開札開始予定日時までに入札辞退届の提出を行わなかった場合は、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札参加者は、公告の規定により入札金額内訳書を添付する案件については、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。入札金額内訳書は、「案件名称」及び「商号又は名称」を記載したものを表紙とすることとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以下での保存
3	PDFファイル	Adobe Reader11 以下で作成した
		<i>€の</i>
4	テキストファイル	
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注:ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP 又は LZH 形式に限定し、自己解凍形式(EXE 形式) は無効とする。

3-5-3 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

契約担当課は、添付された書類にウイルス感染があった場合は、速やかに 当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応(書類の提出方法等) について協議するものとする。

3-5-4 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

添付する書類のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあっては、郵送等により提出するものとする。

この場合は、「提出書類一覧表」(様式1)を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送等により提出するものとする。

- ① 二重封筒とすること。
- ② 中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に入札金額内訳書在中の旨並びに件名を記入すること。
- ③ 表封筒に「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び中封筒を入れること。
- ④ 郵送にあっては、入札書受付締切予定日を指定(配達日指定郵便)して、 配達記録が残る書留郵便を利用すること。
- ⑤ 持参にあっては、入札金額内訳書入り二重封筒を入札書受付締切予定日に必ず提出すること。
- ⑥ 提出先は、公告文記載の契約担当課とする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

南房総市は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札参加者がいる場合は、入札執行職員が、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札者決定を行うものとする。

3-6-2 開札時の立会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。ただし、立会いを 希望する場合は、必ず開札日の前日までに契約担当課に連絡するものとする。 なお、代理人が立ち会う場合は委任状(様式4)を立会い時に提出するもの とする。

立会いを希望する入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3-6-3 落札者の決定について

南房総市は落札者が決定した場合は、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容 を確認するものとする。

3-6-4 くじになった場合の取扱い

南房総市は、落札となるべき同価格の入札者が二人以上あり、くじにより 落札者の決定を行うこととなった場合は、直ちに電子入札システムにおいて 電子くじを実施し、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全 員に落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容

を確認するものとする。

紙入札参加者については、入札書に記載した「くじ番号」を入札執行職員が入力するものとする。入札書に「くじ番号」の記載がない場合には、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号を「くじ番号」とする。

3-6-5 再度入札について

南房総市は、再度入札が必要な場合は、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムにより速やかに再入札通知書の内容 を確認するものとする。

再入札書の提出期限は、原則として初回開札日の翌開庁日とする。

ただし、南房総市が「すべての再入札書の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書に明記してある場合は、すべての再入札書の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3-6-6 不落随意契約について

南房総市は不落随意契約(落札者がいないときの随意契約(以下「不落随 契」という。)に移行する場合は、電子入札システムにより、見積依頼対象者 に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムにより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下のとおり処理を行うものとする。

ただし、下記の処理を行わない場合、不落随意契約参加意思のない者とみなすものとする。

- ① 見積提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ② 見積提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

3-6-7 入札の保留について

南房総市は入札を保留する場合は、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認 するものとする。

3-6-8 開札の延期について

南房総市は開札を延期する場合は、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を 確認するものとする。

3-6-9 入札の取止めについて

南房総市は入札不調等により入札を取止めする場合は、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

3-6-10 入札結果公表について

開札を行った場合は、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、入札情報サービスシステム又は南房総市ホームページにより速やか に入札結果を参照できるようにするものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札参加者として参加する場合

3-7-1 紙入札参加者として参加を認める場合の条件について 南房総市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札参加者による入札参

加を認めるものとする。

- ① 電子入札導入のため、ICカード発行の申請中の場合
- ② I Cカードの記載事項(名義人等)の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ I Cカードの失効及び破損等で I Cカードが使用できなくなり、 I Cカード再発行の申請中の場合
- ④ パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、南房総市がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札参加者として参加する場合の取扱いについて

紙入札参加者として入札に参加する場合は、入札参加申込締切日時までに「電子入札案件 紙入札参加届出書」(様式2)及び競争入札参加資格申請書を契約担当課へ提出するものとする。

また、入札書受付締切予定日時までに「入札書」(様式3)、若しくは「入札辞退届」(様式5)を契約担当課へ提出するものとする。

電子入札参加者として入札参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合は、入札書受付締切予定日時までに「電子入札案件 紙入札参加届出書」(様式2)及び「入札書」(様式3)を契約担当課へ提出するものとする。

ただし、紙入札参加者として入札参加申込をした後の電子入札者への変更は認めないものとする。

3-7-3 紙入札参加者の再度入札について

南房総市は、再度入札となった場合は、3-6-5の規定により再度入札 を実施するため、紙入札参加者は、入札書受付締切予定日時までに「入札書」 (様式3)を契約担当課へ提出するものとする。

- 4. 入札情報サービスシステム (PPI)
- 4-1 案件公表の範囲
- 4-1-1 システムの利用者について 全ての市民は、入札情報サービスシステムを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件の範囲

入札情報サービスシステムへの公表対象案件は南房総市が発注する電子入札 等の入札情報とするものとする。

4-1-3 入札情報サービスシステムの提供情報について

入札情報サービスシステムを使用して提供する情報については、ちば電子調達システムの受注者ポータルサイトで明示する。

5. 入札参加資格申請システム

5-1 申請IDとパスワードの付与申請IDとパスワードの付与については、別に定めるものとする。

5-2 申請者の責任

5-2-1 申請 I D とパスワードの管理

申請者は、入札参加資格申請システムの利用の際に申請 I D及び本人が登録 したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについ ては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、南房総市は、申請・届出等について、厳重に管理された申請 I D及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-2-2 申請 I D 及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、申請 I D及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに南房総市に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、入札参加資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに南房総市に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに南房総市が定める所定の変更手続きを行うものとする。

5-3 申請・届出等の委任

5-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、南房総市に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任 を受けて申請・届出等を行う者は当該手続きに関する全権を委任されたものと する。

5-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者もしくは他の第三者が被った損害については、南房総市は一切の責任を負わないものとする。

5-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令等及び南房総市個人情報保護条例(平成18年南房総市条例第11号)等に基づいた取扱いを行い、個人情報の保護を行うこととする。

また、申請者は、入札参加資格申請システムにおいて他人のプライバシーの 侵害をする行為をしてはならない。

6. システム障害等の取扱いについて

6-1 南房総市のトラブル

南房総市は、電子入札システム用サーバー及びネットワーク等に障害が発生し、入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札業務の延期及び紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、南房総市は状況に応じて南房総市ホームページ、電子メール、電話 又はファクシミリ等の手段により入札参加者(入札参加希望者を含む。)に連絡・ 公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札者のトラブル

6-2-1 入札参加希望者が I Cカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加できるものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードが準備できていない時は、速やかに3-7の規定により紙入札参加者として入札に参加する手続きを行うものとする。

6-2-2 入札参加者が I Cカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中にICカードを紛失又は破損し、予備のICカードが準備できている場合は、代替のICカードにより現在参加途中の電子入札案件に対して処理を継続して行うものとし、予備のICカードが準備できていない時は、速やかに3-7の規定により電子入札参加者から紙入札参加者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I Cカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、 I Cカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6-2-3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合は、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札参加者から紙入札参加者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は、電子入札参加前に、インターネット接続業者又は 認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等の確認を行う ものとする。

6-2-4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社等の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合は、テレビ、ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札参加者から紙入札参加者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-5 機器類 (パソコン等) に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類(パソコン等)に障害が起こった場合は、購入した販売店又はメーカー等に電話連絡を行い、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時又は、代替機器が準備できない時は、速やかに3-7の規定により電子入札参加者から紙入札参加者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合又は電子入札に関する質問等がある場合は、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトに掲載してある「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、南房総市又はちば電子調達システムサポートデスクに電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7. 不正行為等の取扱いについて

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

南房総市は、入札参加者が次に揚げる場合その他ICカードを不正に使用等 した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認め ないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を 行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更になっているにも関わらず、変更前の代表者又は利用者の I Cカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数 I Cカードを使用して複数の参加申請書や 入札書を提出して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-3又は3-5-3の規定により、南房総市が警告したにも関わらず 有効な措置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、 指名停止等の措置を行うものとする。

8. 免責事項

8-1 南房総市電子調達システムの改修、運用の停止等

南房総市は、必要があると認めるときは、南房総市電子調達システムの改修、 運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、南房総市は一切の責任を負わないものとする。

8-2 南房総市電子調達システム運用基準の変更

南房総市は、利用者への事前の通知を行うことなく南房総市電子調達システム運用基準(以下「運用基準」という。)を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に南房総市電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附則

- この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この運用基準は、令和元年10月1日から施行する。

提出書類一覧表

年 月 日

(EII)

南房総市長 宛

住 所商 号 又 は 名 称代表者又は受任者職 ・ 氏 名

入札参加に必要な下記の書類について別途提出いたします。

記

- 1 工事等の名称

 2 工事等の場所

 3 提出書類名

 (1)
 ページ数

 (2)
 ページ数

 (3)
 ページ数

 (4)
 ページ数
- 4 提出方法
 - ・入札参加資格確認申請時の必要書類
 - ・・・郵送(書留、配達記録郵便等)、又は持参に限る。
 - 入札金額内訳書
 - ・・・郵便(配達日時指定の書留、配達記録郵便等)又は持参に限る。

電子入札案件 紙入札参加届出書

					年	月	日
	南房総市長 宛						
	住 商 号 代表者	首又!	は受付	- 者			
	職	•	氏	名			ED
下記案件について、南房総市電子調達システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出します。 記							
1	工事等の名称						
2	工事等の場所						
3	電子入札に参加できない理由(口にす	チエッ	ァクし	てくださ	(١ _°)		
	□ ICカードの取得手続き中						
	□ 新規取得						
	□ 記載事項変更のため再取得						
	□ 失効・破損等による再発行						

□ その他(具体的に記載してください。)

様式3

入 札 書 (電子入札案件 紙入札業者用)

年 月 日

(EII)

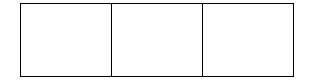
南房総市長 宛

住 所商 号 又 は 名 称代表者又は受任者職 ・ 氏 名

ご指示の入札規則を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約書(案)のとおり請負いたします。

<u>円也</u> ※算用数字で記入し、頭部に¥をつけること。

くじ番号(任意の3桁の数字を記入する。<必須>)



- 1 工事等の名称 _____
- 2 工事等の場所

立 会 委 任 状

年 月 日

(EII)

南房総市長 宛

住 所商 号 又 は 名 称代表者又は受任者職 ・ 氏 名

私は都合により次の者を代理人と定め、下記案件の開札立会いに関する一切の権限を委任いたします。

代理人氏名

記

- 1 工事等の名称 _____
- 2 工事等の場所

(注)年間代理人の方から委任される場合は、使用印鑑届兼委任状の写しも併せて提出してください。

様式5

入 札 辞 退 届 (電子入札案件 紙入札業者用)

上事等の名称				-
工事等の場所				_
上記案件について、下記理由により入	、札参加を辞退します	0		
		年	月	日
南房総市長 宛				
	住	:		
	商号又は名称			
	代表者又は受任者			
	職 • 氏 名			

入札辞退理由

- 1 手持ち案件が多く、更に案件を受注することが困難である。 (向こう 箇月程度)
- 2 この案件を受注した場合、技術者等の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。
- 5 その他()
- 注 1 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
 - 2 辞退理由のうち、該当するものに○を付けてください。
 - 3 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
 - 4 辞退理由5の場合には、簡潔に理由を記入してください。
 - 5 この届は、契約担当課に直接持参するか、又は郵送(開札予定日時まで に到達するものに限る。)してください。
 - 6 入札を無断で辞退することがないよう十分御留意ください。